

大口町告示第34号

大口町休日診療事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町休日診療事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町休日診療事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第62号）の一部を次のように改正する。

別表中、「900円（県基準額）」を、「補助対象年度の前年度11月1日現在の最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定に基づき定められた愛知県の最低賃金の額」に改める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大口町休日診療事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
区 分	補助金の額等	区 分	補助金の額等
休日診療補助金	業務形態別 （11,350円（県基準額） ×2回+16,970円（廃棄物処理等））×診療延日数 医療機関割 84,000円×当直医療機関数×2回 看護師手当割 補助対象年度の前年度11月 <u>1日現在の最低賃金法(昭和34年法律第137号)の規定に基づき定められた愛知県の最低賃金の額</u> ×7時間×2人×診療延日数	休日診療補助金	業務形態別 （11,350円（県基準額） ×2回+16,970円（廃棄物処理等））×診療延日数 医療機関割 84,000円×当直医療機関数×2回 看護師手当割 <u>900円（県基準額）</u> ×7時間×2人×診療延日数
休日診療事務費補助金	基準額3,922千円×大口町医師会A会員数／尾北医師会会員医療機関数（前年度4月1日現在）×2 （ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円単位で調整をする。）	休日診療事務費補助金	基準額3,922千円×大口町医師会A会員数／尾北医師会会員医療機関数（前年度4月1日現在）×2 （ただし、算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円単位で調整をする。）